

1. 件名

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備／サブ課題A及びサブ課題Bに関するグローバルベンチマーク調査

2. 背景・目的

NEDOでは、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」※1（以下「戦略及び計画」という。）に則り、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期「バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」（以下「S I Pバーチャル」という。）を実施している。

S I Pバーチャルは、Society5.0 実現に向けたバックキャストにより社会的課題の解決や日本経済・産業競争力にとって重大な課題を設定し、基礎研究から社会実装を見据えて一貫通貫で推進する戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）第3期（以下「S I P第3期」という。）の14課題のうちの一つであり、ミッションとして「サイバー空間からフィジカル空間への価値還流を通じて豊かな暮らしを実現するとともに、1.6 兆円規模の国内バーチャルエコノミー圏を創出し、本領域において我が国が世界をリードすること」を目指している※2。同ミッション実現に向け、個々の技術開発に留まらず、制度の整備や人材育成、事業展開や社会的受容性の向上など、社会実装を実現することに重点を置いている。そのため、S I Pバーチャルでは社会実装を効果的に進める取組として、スケール別のユースケースを中心に扱うサブ課題A（人スケール）・サブ課題B（都市スケール）と、スケール横断で推進すべきサブ課題C（サービスインフラ等による環境整備）・サブ課題D（人材育成等）を設定・推進している。

- ・ サブ課題A：身体性インターバース技術
- ・ サブ課題B：インターバース活用スマートシティ
- ・ サブ課題C：インターバース・サービスインフラ
- ・ サブ課題D：インターバース人材育成

さらに社会実装については、「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）評価に関する運用指針」※3に則り、ミッション志向型の研究開発を機能させ、継続的かつ迅速（アジャイル）な計画・テーマ設定の見直しを進めると共に、技術に限らない事業・制度・社会的受容性・人材といった幅広い観点から推進することが重要である。そのため、常にS I Pバーチャルに関する研究成果の社会実装及び波及効果の見込みについて最新の国内外技術・ビジネス動向における位置づけ等を把握することは不可欠であると言える。

以上の観点を踏まえ、本調査では人スケール及び都市スケールそれぞれにおけるユースケースの社会実装の取組に関する課題抽出のため、サブ課題A及びサブ課題Bに関するS I Pバーチャルの各実施先が関連するユースケース※4について、グローバルベンチマーク調査を実施すると共に、研究成果の社会実装及び波及効果の評価・検証とインターバース技術を用いたユースケースの社会実装に関する戦略や計画等のあり方の具体化を目指す。

※参考資料

※1 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルール整備 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（令和6年5月23日内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_3/keikaku/12_virtualeconomy.pdf

※2 次期SIP（SIP第3期）各課題の概要（令和5年3月16日 内閣府科学技術・イノベーション推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/230316/sanko3.pdf>

※3 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）評価に関する運用指針（令和4年12月23日 ガバニングボード）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_evaluation.pdf

※4 「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期／バーチャルエコノミー拡大に向けた基盤技術・ルール整備」に係る実施体制の決定について（2023年10月6日、NEDO）

https://www.nedo.go.jp/koubo/CD3_100340.html

3. 内容

以下のインターバース技術の人スケール及び都市スケールのユースケースに関するグローバルベンチマーク調査に関する（1）～（4）の項目を実施する。

（1）インターバース技術を用いたユースケースに関するグローバルベンチマーク調査の実施
以下①～⑤を実施すること。

①調査対象とするインターバース技術のユースケースの棚卸

SIPバーチャルにおける各実施先の取組を基にグローバルベンチマーク調査を要するユースケースを棚卸すること。なお、実施先毎の取組に関して共通の技術や市場、メインプレーヤー等の観点から共通項がある場合、同一のユースケースと整理することを妨げない。

②グローバルベンチマーク調査の調査対象案の作成

米欧中含む3か国・地域以上におけるユースケース毎社会実装に向けた取組をグローバルベンチマークの調査対象として抽出する。なお、米欧中いずれかの地域で調査対象とすべきベンチマークが存在しないユースケースについてはPMの指示を仰ぐこと。

③グローバルベンチマーク調査における調査項目案の作成

社会実装に向けた戦略及び研究開発計画の具体化に向けて必要な世界の技術動向・ビジネス動向把握に向けたグローバルベンチマーク調査の調査項目案を作成する。

なお、調査項目案には以下の内容を含めること。ただし事業目的を踏まえて追加することを妨げない。

※調査項目案に含めるべき調査内容

- ・ 技術動向把握に向けた調査項目例

- ・ 技術の優劣に関する国際比較
- ・ 当該技術の強み・弱み
- ・ 国際技術動向の中での位置づけ
- ・ ビジネス動向把握に向けた調査項目例
- ・ インターバース・サービスインフラ提供企業との連携状況

④調査方針の整合

①から③で作成した調査対象案や調査項目案、調査のスケジュール・方式(机上調査や文献調査、インタビュー調査等)の調査方針について、PD、SPD、PM、NEDO等に説明を行い整合すること。

⑤調査の実施

①～④により作成された調査方針に基づき、グローバルベンチマークの調査を実施すること。なお、調査状況については、月1回程度の頻度で事務局メンバーに進捗報告を行い、適宜指摘等の修正を行い進めることとする。

(2) グローバルベンチマーク調査の結果に基づく研究成果・波及効果の評価・検証

(1) で実施するグローバルベンチマーク調査の結果を基に、インターバース技術に関するユースケースの研究成果及び波及効果の見込みを評価・検証すること。評価・検証の結果については、対面又はオンラインでの中間報告会を開催し、SIPバーチャルのPD、SPD、PM、NEDO等と意見交換を実施すること。ただし、中間報告会の時期及び実施方法はPD、SPD、PMと協議して決定したうえで実施すること。

その際、最新の国内外技術・ビジネス動向における現状の研究成果及び波及効果の位置づけをマッピングした報告用スライド1～2枚を作成すること。

(3) グローバルベンチマーク調査結果及び課題評価に基づく戦略及び計画に関する提言

グローバルベンチマーク調査の結果や評価委員会での課題評価結果に基づき、PDやSPD、PM、NEDO等の方針を踏まえた戦略及び計画におけるサブ課題A及びサブ課題Bの方針等に関して提言を取りまとめる。

グローバルベンチマーク調査の結果及びとりまとめた提言について、2月中下旬に対面又はオンラインでの最終報告会をSIPバーチャルのPDやSPD、PM、NEDO等と説明会を実施すること。

同最終報告会での指摘を反映し、本調査の報告書として、6. に示す期限までに提出する。

(4) 定期的な意見交換の実施

(1) ～ (3) の実施に際し、方針等について定期的に（少なくとも月1回以上）SIPバーチャルのPDやSPD、PM、NEDO等と意見交換を実施する。なお、必要な調整についてはPMの指示を仰ぐこと

4. 調査期間

NEDOが指定する日から2025年3月24日まで

5. 予算額

2,000万円以内

6. 報告書

提出期限：2025年3月24日

提出部数：NEDOプロジェクトマネジメントシステムによる提出

提出に当たっては、以下の URL に掲載している「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従うこと。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

なお、上記調査に係る詳細内容をまとめ、NEDO担当者に電子ファイルで提出すること。

7. 報告会等の開催

委託期間中及び委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

以上